

令和８年度寒河江市野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、ツキノワグマをはじめとする野生鳥獣の市街地等への出没抑制を図るため、令和８年度山形県野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金交付要綱（令和８年４月１日付けみ自第２６号。以下「県交付要綱」という。）に基づき予算の範囲内において補助金を交付することに関し、県交付要綱及び寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成６年市規則第１７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 町又は字の区域その他本市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（自治会、町会、区等）をいう。
- (2) 不要果樹 最寄りの住家からの水平距離が２００メートル以内の範囲にあり、野生鳥獣を誘引するおそれのある、その所有者又は地域の団体等が利用していない柿樹、クリ樹その他市長が認める果樹（いずれも耕作放棄地の果樹を除く。）をいう。

（補助対象事業）

第３条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 鳥獣緩衝帯整備支援事業 自治会等が行う鳥獣の移動経路又は潜み場となる藪若しくは雑木林を整備し、鳥獣緩衝帯とする事業
- (2) 不要果樹伐採支援事業 自治体等又は個人が不要果樹を伐採及び伐採後の

樹木を処分する事業

(事業実施主体、補助対象経費及び補助金の額)

第4条 前条各号に掲げる事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助の要件)

第5条 第3条に掲げる事業は、別表第2に定める補助要件に該当するものでなければならない。

(交付の申請)

第6条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 同意書（様式第3号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 同一の事業実施主体による補助金の交付の申請は、第3条に掲げるそれぞれの事業につき1回限りとする。

(補助事業等の変更)

第7条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の変更又は中止若しくは廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセントを超える増減
- (4) 補助金の額の増を伴う変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により市長の承認を受けようとするときは、

令和８年度寒河江市野生鳥獣市街地等出没対策事業計画変更承認及び補助金
変更交付申請書（様式第４号）を提出しなければならない。

（補助事業等の中止又は廃止）

第８条 規則第７条第１項第１号の規定により補助事業等の中止又は廃止について市長の承認を受けようとするときは、令和８年度寒河江市野生鳥獣市街地等
出没対策事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を提出しなければならない。
い。

（補助事業等が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第９条 規則第７条第１項第２号の規定により補助事業等が予定期間内に完了し
ないと見込まれる場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、令和８年
度寒河江市野生鳥獣市街地等出没対策事業遂行状況報告書（様式第６号）を市
長に提出し、その指示を受けなければならない。

（事業の着手）

第１０条 本事業の着手は、原則として規則第６条に規定する補助金の交付決定
後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金交付決定前に本
事業に着手する必要がある場合は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付
決定前着手届出書（様式第７号）を市長に届け出るものとする。

（実績報告）

第１１条 規則第１４条に規定する補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」
という。）の提出期限は、事業完了の日から起算して３０日を経過する日又は
令和９年２月１２日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとす
る。

- (1) 事業実績書（様式第１号）
- (2) 収支精算書（様式第２号）
- (3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(帳簿の備付等)

第 1 2 条 規則第 2 2 条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日が属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

補助対象事業	事業実施主体	補助対象経費	補助金の額
鳥獣緩衝帯整備 支援事業	自治会等	補助対象事業の実施に直接必要な次の経費 1 機械等の賃借料、消耗品、燃料等に係る経費	補助対象経費に相当する額又は、 15万円のいずれか低い額以内の額
不要果樹伐採支援事業	自治会等又は個人	費 2 日当等。日当等の額は、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価を参考にすること。 3 刈り払った草及び伐採した樹木の処分に係る経費 4 委託に係る経費 5 その他市長が特に認める経費	補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は不要果樹の伐採本数に4万円を乗じて得た額のいずれか低い額以内の額

別表第 2

補助対象事業	補助要件
鳥獣緩衝帯整備支援事業	1 本市内に鳥獣緩衝帯を整備するものとし、かつ、土地所有者の同意があること。 2 規則第 6 条の規定による補助金の交付決定の日以後、令和 8 年 1 2 月 3 1 日までに整備が完了するものであること。 3 国、県等の類似の補助金制度等により支援を受けていないもの又は受ける予定がないものであること。 4 鳥獣緩衝帯整備後 3 年以上継続して維持管理を行うことができる体制があること。
不要果樹伐採支援事業	1 不要果樹は本市内に現存し、かつ、伐採することに関し所有者の同意があること。 2 規則第 6 条の規定による補助金の交付決定の日以後、令和 9 年 1 月 3 1 日までに伐採が完了するものであること。 3 国、県等の類似の補助金制度等により支援を受けていないもの又は受ける予定がないものであること。

様式第 1 号（第 6 条、第 1 1 条関係）

事業計画（実績）書

1 鳥獣緩衝帯整備支援事業

項 目	内 容
事業実施主体の名称	
実施年度	年度 ～ 年度
実施場所	地内
実施場所の所有者	
実施場所の現況	
事業概要	（初年度）令和 8 年度 事業実施（予定）日 令和 8 年 月 日 ☐ 雑草等の刈払い ☐ 樹木の伐採 ☐ その他（ ）
	（2 年度）令和 9 年度 事業実施予定時期 令和 9 年 月 ☐ 雑草等の刈払い ☐ 樹木の伐採 ☐ その他（ ）
	（3 年度）令和 1 0 年度 事業実施予定時期 令和 1 0 年 月 ☐ 雑草等の刈払い ☐ 樹木の伐採 ☐ その他（ ）
維持管理体制	責任者氏名 副責任者氏名 刈払い担当者氏名 見回り担当者氏名 その他（ ）氏名

委託業者 (委託する場合のみ)	住所 氏名 連絡先
その他	

※鳥獣緩衝帯の効果を継続させるため、各自治会等で協力して維持管理をしてください。

2 不要果樹伐採支援事業

項 目	内 容
事業実施主体の名称又は氏名	
不要果樹のある場所	
200mの起点となる住家の住所	
不要果樹の種類及び本数	
伐採により出没抑制を図る鳥獣	
伐採（予定）年月日	年 月 日
補助対象経費の内容及び金額	

添付書類

- (1) 同意書（様式第3号）
- (2) 事業の実施前後が確認できる写真
- (3) 実施箇所の位置図
- (4) 補助対象経費の支払に係る領収書

様式第2号（第6条、第11条関係）

収 支 予 算（ 精 算 ） 書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額 (精 算 額)	備 考
市 補 助 金		
そ の 他		
計		

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額 (精 算 額)	備 考
事業		
補助対象外経費		
計		

年 月 日

寒河江市長 様

同意者 団体名

住所

（団体代表者）氏名（自署）

電話番号

同 意 書

私（又は団体）は、下記の事業実施箇所の土地・不要果樹の所有者であり、当該土地・不要果樹について令和8年度寒河江市野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金交付要綱に基づき鳥獣緩衝帯整備支援事業・不要果樹伐採支援事業を実施することについて同意します。

記

1 事業実施箇所 寒河江市

2 事業実施（予定）年月日 年 月 日

3 事業実施主体の名称又は氏名

年 月 日

寒河江市長 様

住所（団体の所在地）

団体名

氏名（代表者名）

電話番号

令和8年度寒河江市野生鳥獣市街地等出没対策事業計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定の通知のあった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更し（、補助金 円の変更交付を受け）たいので、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助金変更交付申請額

既 交 付 決 定 額 金	円(A)
今回変更増△減額 金	円(B)
変 更 交 付 申 請 額 金	円(A) + (B)

※添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以後変更のない事項は、記載を省略することができる。）

年 月 日

寒河江市長 様

住所（団体の所在地）

団体名

氏名（代表者名）

電話番号

令和8年度寒河江市野生鳥獣市街地等出没対策事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定の通知のあった標記補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）理由

2 中止（廃止）時期

年 月 日

寒河江市長 様

住所（団体の所在地）

団体名

氏名（代表者名）

電話番号

令和8年度寒河江市野生鳥獣市街地等出没対策事業遂行状況報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定の通知のあった標記補助事業について、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により指示を受けたいので、下記のとおり報告します。

記

1 事業が予定期間内に完了しない、又は遂行が困難となった理由

2 遂行状況及び今後の見通し

年 月 日

寒河江市長 様

住所（団体の所在地）

団体名

氏名（代表者名）

電話番号

令和 8 年度寒河江市野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金交付決定前着手届出書

標記補助金事業について、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前着手したいので届け出ます。

記

着 手 年 月 日 ※	
完 了 予 定 年 月 日	
事 業 費	
交 付 金	
交付決定前着手を必要とする理由	
そ の 他	

※届出日以降の日付を記載すること。

条件

交付決定通知を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。